保健医療

(1)医療保険

医療保険制度

概 要

医療保険制度の概要

(平成22年4月現在)

											2年4月現在)
			保 険 者 (平成21年3月末)	加入者数 (平成21年3月末) 本 人 家 族 千人		保 険 給 付				財	源
	制	度名			一部負担	医療給付 高額療養費制度、 高額医療・介護合算制度	入院時食事 療養費	入院時生活 療養費	現金給付	保険料率	国庫負担・ 補助
康保険	一般被	協会 けんぽ	全国健康保険協会	34,705 [19,496] 15,210	- - 義務教育就学後から 70歳未満 3割 - 義務教育就学前	(高額審養費制度) ・自己強性限度額 (70歳未満の者) ・自己強性限度額 (70歳未満の者) ・(上位所得者) 150,000円+(医療費 500,000円)×1% (低所得者) 35,400円 (70歳以上73歳未満の者) (現役並み所得者) 80,100円+(医療費 267,000円)×1% ・ 外来(個人乙と) 44,400円 (一般(※)) 62,100円,外来(個人乙と) 24,600円 (低所得者) 24,600円,外来(個人乙と) 24,600円 (低所得者) 24,600円,外来(個人乙と) 8,000円 (低所得者のうち林に所得の低・者) 15,000円,外来(個人乙と) 8,000円 ・ 世帯合算基準額 70歳未満の者については、同一月における21,000円以上の負担が複数の場合は、これを合算して支給 ・ 多数該当の負担経滅 12月間に3回以上該当の場合の4回目からの自己負担限度額 (70歳未満の者)	(食事穫糧準 負担額) ・一般 1食につき 260円 ・低所得者 90日目まで 1食につき 210円 91日目から 1食につき 160円 ・特に所得の低い 低所得者 1食につき 100円	(生活療養標準 負担額) ・一般(I) 1食につき 460円 +1日につき 320円 ・一般(II) 1食につき	・傷病手当金 ・出産育児一 時金 等	9.34% (全国平均)	給付費の13.0% (後期高齢者支援金分 16.4%)
	用者	組合	健康保険組合 1,497	30,337 [15,906] 14,431					同 上 (附加給付 あり)	各健康保険 組合によっ て異なる	定 額 (予算補助)
	第	健康保険法 第3条第2 類被保険者	全国健康 保険協会	17 [11 6]					・傷病手当金 ・出産育児一 時金 等	1級日額 360円 11級 3,020円	給付費の13.0% (後期高齢者支援金分 16.4%)
	船		全国健康 保険協会	144 [62]					同上	9.25% (疾病保険料率)	定額
各		国家公務員	21共済組合	9.023	2割	(上位所得者) 83,400円 (一般) 44,400円		・特に所得の低い 低所得者 1食につき 130円 +1日につき 320円 ※療養病床ので に を が が が が が り を が り を の 方 が の り を の り を の り を の り を の り を り を り と り と り と り し り と り し り と り し り し り し	同 上 (附加給付 あり)	_	
租共	地	方公務員等	55共済組合	[4,394 4,629]	70歳以上75歳未満 2割(※)	(低所得者) 24.600円 (70歳以上の現役並み所得者及び一般(※)) 44.400円 ・長期高額疾病患者の負担経滅 血友病、人工素析を行う慢性腎不全の患者等の 自己負担限度額 10.000円 (ただし、上位所得者で人工透析を行う70歳未満の患者 の自己負担限度額 20.000円) (※)70歳以上75歳未満の一般所得区分の者については、 平成20年4月から平成23年3月までの間、自己負担限度 額を44.400円(外来12.000円)」に混乱値くことから、多数 該当の負担軽減措置はない。 (高額医療・高額介護合算制度) 1年間(毎年8月・翌年7月)の医療保険と介護保険におけ る自己負担の合算額が著い(高額になる場合に、負担を軽 減する任組み、自己負担限度額は、所得と年齢に応じさめ 続かく設定。				_	なし
済 国民健康保険		《学教職員 農業者 目営業者等	1 事業団 市町村 1,788 国保組合 165	39,492	(現役並み所得者3割) (※) 70歳以上75歳未 満の者について は、平成20年4				出産育児 一時金葬祭費	世帯毎に応益 割(定額)と応 能割(負担能力	給付費等の 43% 給付費等の 32%~55%
	社被	用者保険 の退職者	市町村 1,788	35,970 国保組合 3,522	カがら十成23年 3月までの間1割 に据え置く				• 华示貝	に応じて)を賦課 保険者によって 賦課算定方式 は多少異なる	な し
		期高齢者療制度	[運営主体] 後期高齢者 医療広域連合 47	13,458	1割(現役並み所得者3割)	自己兼担限者類 外末値人ごと (現在並み所得者) 80,100円・医毒費を7,000円)X1% 44,400円 (多数該当の場合) 44,400円 (一般) 44,400円 12,000円 (低折得者) 24,600円 8,000円 (低折得す) 15,000円 8,000円	限上	同上 ただし、 ・老齢福祉年金 受給者 1食につき 100円	葬祭費 等	各広域連合には ったでは の大者均等率され で も の は の は の は に を り 等 に を り 等 に き り き り き さ り る り る り る り る り る り る り る る り る	・保険料 約10% ・支援全 約40% ・支援全 約50% (公費 (公費の内訳) 国:都道府県:市町村 4: 1

- (注1) 後期高齢者医療制度の被保険者は、75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の者で一定の障害にある旨の広域連合の認定を受け た者。
- (注2) 現役並み所得者は、課税所得145万円(月収28万円以上)及び高齢者複数世帯520万円以上若しくは高齢者単身世帯383万円以 上の収入がある者。
 - 上位所得者は、月収53万円以上(国民健康保険においては年間所得600万円超)の者。低所得者は、市町村民税非課税世帯に 属する者等。特に所得の低い者は、年金収入80万円以下の者等。
- (注3) 国保組合の定率国庫補助については、健保の適用除外承認を受けて、平成9年9月1日以降新規に加入する者及びその家族につ いては協会けんぽ並とする。
- (注4) 加入者数は健康保険のみ速報値である。また、四捨五入により、合計と内訳の和とが一致しない場合がある。
- (注5)全国健康保険協会(一般被用者及び健康保険法第3条第2項被保険者)に対する国庫補助率は、平成22年7月から平成24年度ま では、給付費の16.4%

高額介護合算療養費の支給開始 (平成20年4月施行。平成21年8月より順次支給開始) 詳細資料

<同一世帯において医療と介護でかかった費用の合計の負担を緩和します。>

- ・今までは、医療保険と介護保険の制度ごとに、自己負担の毎月の上限を設定
- ・これらに加え新たに両制度の自己負担を合計した額についても年間の上限を設定
- ※自己負担の限度額は、年齢、所得区分によりきめ細かく設定します。
- ※食費・居住費については、別途負担が必要です。

高額医療・高額介護合算療養費制度の参考事例

○ 夫婦とも75歳以上(住民税非課税)で、夫が医療サービス、妻が介護サービスを受けている世帯の場合

(医療サービス) 病院に入院(※)

要介護4で小規模多機能型居宅介護を利用 (介護サービス) (年金収入) 夫婦で年間211万円以下(住民税非課税)

自己負担:年間60万円



自己負担:年間31万円 (29万円の軽減)

これから (20年4月から)

医療費と介護費の自己負担(合 計60万円)を支払った後、 各保険者に請求



自己負担限度額(31万円)を 一定程度超えた場合に、当該 超えた額(29万円)を支給

保険者

今まで (20年3月まで)



自己負担30万円

医療費の1割負担。 ただし、毎月の負担の 上限あり。

(このケースでは、2万 4600円まで)

自己負担30万円

介護費の1割負担。 ただし、毎月の負担の

上限あり。 (このケースでは、2万 4600円まで)

(※) 療養病床に入院した場合にかかる食費・居住費及び差額ベッド代等については、別途負担が必要となる(現行の 高額療養費等の制度と同様。)。